

## 1 趣旨

平成26年3月27日に策定した「香川県いじめ防止基本方針」について、平成29年3月に国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定されたことを受け、香川県いじめ問題対策連絡協議会委員の意見を聞き、改定を行った。

## 2 主な改定内容

### いじめの防止等のための基本的な方向

※P. 1

#### 【いじめの早期発見】

『いじめではないかとの疑いを持って、積極的にいじめを認知するよう努める。』等を追加

### 学校における対策

※P. 3

#### 【学校いじめ防止基本方針】

『策定した学校いじめ防止基本方針については、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒・保護者、関係機関等に説明する。』等を新規に追加

『学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、評価結果を踏まえて、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。』等を新規に追加

※P. 4

#### 【いじめの未然防止】

『特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。』等を新規に追加

#### 【いじめに対する措置】

『いじめの事実があると思われるときは、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、関係児童生徒や教職員から事情を聴き取るなどして、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、各教職員は、その対応方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。』に加筆修正

#### 【いじめの解消】

『いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、「①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする）」「②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察するよう努める。』を新規に追加